

第9回
環境保全型農業直接支払制度に関する
第三者委員会

令和6年3月7日

農林水産省農産局

第9回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和6年3月7日（木）

15：00～16：38

場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - （1）最終評価骨子案について
 - （2）令和7年度の制度見直しに向けた検討事項について
 - （3）その他
4. 閉会

午後3時00分 開会

(事務局) それでは、定刻となりましたので、第9回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開始いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に先立ちまして、農業環境対策課課長の松本より御挨拶させていただきます。

(事務局) 農業環境対策課長の松本です。

本日は委員の先生方、お忙しいところを御参加いただきまして、誠にありがとうございます。御承知のとおり、今国会で食料・農業・農村基本法の改正案を提出するべく、調整が進められております。四半世紀ぶりの改正という節目の年でございます。

その中で、環境と調和の取れた食料システムを確立すると、そういうことが明記される方向で調整されているところであります。ある意味、農家の方については、環境への配慮をした農法を取り入れていくということで、コストと手間が掛かるというようなことも考えられますが、世界的な潮流から見ても、対応していく必要があります。それを消費者の方に受け入れていただいて、買い支えていただくと、こういった環境づくりをこれからしっかり進めていかなければならない、そういう時期かと思えます。

その中で、環直につきましては、来年度で第2期が終了して、令和7年から第3期がスタートするという、そういった節目の年でもございます。これまでもいろいろと御議論いただいておりますけれども、本日もこれまでの評価を踏まえ、さらにその評価を踏まえた今後の対応方向について、いろいろと御意見をお伺いしたいと思えます。

そういったものも踏まえて、今後我々、省内の中でも7年度の見直し、あるいは、それ以降の見直しに向けて議論を加速していきたいというふうに思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございました。

それでは、委員の皆様を五十音順にて御紹介させていただきます。

明治大学農学部教授の市田委員でございます。

(委員) よろしく申し上げます。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、農業環境研究部門、農業生態系管理研究領域、生物多様性保全・利用グループ、グループ長の大久保委員でございます。

(委員) 大久保です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局) 京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) 岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) 星野です。こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 宮城大学食産業学群教授の三石委員長でございます。

(委員) 三石です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 農業ジャーナリスト、フリーアナウンサーの小谷委員は、本日、御都合により御欠席との御連絡を頂いております。

当省側の出席者については、お手元の資料5を御参照いただきますようお願いいたします。

初めに、資料を確認させていただきますので、事前にお送りいたしました資料を御確認ください。まず議事次第、出席者一覧、配付資料一覧がございます。以降は資料番号を付しておりますが、資料1としまして、最終評価骨子（案）、資料2としまして、令和7年度の制度見直しに向けた検討事項、参考資料として、環境負荷低減のクロスコンプライアンス及びみどりの食料システム法についてがございます。

次に、幾つか注意点がございます。委員の先生方におかれましては、通信環境の確保のため、三石委員長を除いて、御発言の際以外は、ビデオをオフにいただき御参加いただきますよう、お願いいたします。御発言される場合には、ビデオをオンにした上で、画面に向かって挙手をお願いいたします。

本日の会議は公開の会議です。資料及び議事録も原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、御発言の委員の名前は伏せた形で、後日公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様のご通信や音声等にトラブルが生じた際は、チャットでお知らせいただくか、事務局まで御連絡をお願いいたします。オンラインで傍聴の皆様におかれましては、カメラとマイクをオフにして御参加いただき、御発言、会議の録音、録画は御遠慮いただきますよう、お願いいたします。注意事項をお守りいただけない場合には、オンライン会議室より退出いただくこともありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。

なお、事前にお知らせしたとおり、冒頭のカメラ撮影、画像キャプチャーはここまでいたします。御協力をお願いいたします。

犬伏委員が今入っていただきましたけれども、音声の方は聞こえておりますでしょうか。

(委員) 聞こえていますでしょうか。

(事務局) 聞こえています。今日はよろしくお願いいたします。

(委員) すみません、ちょっともたもたして申し訳ございません。

(事務局) 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事運営は、三石委員長にお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもあり、三石委員長のインターネット接続に問題が生じた場合は、事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、三石委員長、よろしくお願いいたします。

(委員) 皆さん、こんにちは。

それでは、これから議事を始めたいと思います。今までのところ、時々少し音声が途切れるところがあったので、その場合には事務局の方でフォローをお願いいたします。

それでは、議題の一つ目、最終評価の骨子案について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 農業環境対策課の廣瀬といいます。

私の方からは、資料1について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料1で、この表紙に最終評価骨子(案)と書いてありますが、最終評価が今回の第9回委員会で骨子案を御議論いただき、頂いた御意見を踏まえて、令和6年7月に予定している第10回委員会で最終評価案を御報告いたします。最終的な調整を得て、9月にウェブで第2期最終評価として公表の予定としております。

では、資料の中の方に入っていきます。2ページ目は、資料の出典元として書いております。資料の中の各図表名の後ろの番号が、出典が以下のAからEのもので表示しております。

次に、3ページ目で目次を出しております。この目次についてですけれども、時計文字のⅠからⅣ、Ⅳの1、2、3、4までが、既に中間年評価と前回の第8回の委員会のときに御報告させていただきましたので、ここの部分については省略させていただきたいと思います。

次に、13ページの方に移ります。自然環境の保全に資する農業生産活動の進捗状況のページなんですけれども、数字に関しては、先ほどお伝えしましたとおり、令和4年度までの数字は、前回までの委員会の中で御報告させていただいたものとなります。

一番下に令和5年度の枠がありますけれども、ここは令和5年度の最終報告が、年度を越えて5月末に報告されることとなっておりますので、その数字を取りまとめた上で、改めてここに記載して、7月の最終委員会にお諮りすることになります。

またこの5年度の数字は日本型直接支払ということで、3事業が同時に8月末を期日に公表することになっております。そこが最終の数字の確定となりますので、また、その最終報告を公表した上で、こちらの最終評価の数字も確定となります。

次に、22ページの方に入ります。取組農業者団体等の概況とありますけれども、これは中間年評価の報告から数字を更新しております。中間年評価のときには、令和2年と令和3年度を比較しておりましたが、現時点の最新の数字ということで、令和4年度の数字を入れております。

ここの数字については、最終的に令和5年度の数字がまとまりましたら、令和4年度のところを令和5年度の数字に置き換えて、令和2年度第2期の最初の年と比較して、どのように推移したかというところを見ることとしております。

この数字の中で、令和4年度の実施件数についてですけれども、取組農業者団体数については3,163件、取組農業者数は2万2,263人となっております。取組農業者数は、令和2年度に比べて全国で1,077人と減少していることとなっております。

主な要因としましては、高齢化や人手不足による離農や取組の中止によるものです。なお、新規取組者や既存取組者の取組拡大により、取組の面積は増加傾向に動いております。

次に、33ページの方に入ります。33ページの方には、(2)としまして、令和5年度委託調査結果概要として項目だけ置いてありますけれども、ここはまだこの取りまとめが終わっていない状況で、これから報告が上がってきますので、その数字を精査した上で、またこちらに数字と表を入れて、最終評価のときには御報告させていただくこととしております。

次に、51ページの方に入ります。51ページの5、取組拡大加算の導入というところからが、新たに追加された項目となります。取組拡大加算の概要としまして、本交付金の有機農業の取組については、新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して指導、助言、相談対応の活動を、令和4年度より取組拡大加算として支援しております。

取組拡大加算の効果についてですけれども、令和4年度に取組拡大加算を実施した24市町村担当者に聞き取りを行った結果、多くの市町村で有機農業の取組拡大に寄与しており、新たに有機農業に取り組む者にも推奨したいという回答がありました。一方で、単年の支援では不十分、指導者とのマッチングが課題といった意見も出されております。

次に、6としまして、実施市町村の状況についてですけれども、これは令和5年度に行った市町村担当者向けアンケートの内容です。この内容については、第8回の令和5年12月の第三者委員会のときでも説明をさせていただいているところです。内容としましては、実施市町村

における有機農業の拡大意向についてということで、拡大意向は42%とありました。

次に、農業者からの希望があれば交付金の予算を増やすことが可能と回答した市町村は、77%と大半を占めております。

その内容について、表の方に比べております。前回、同じ内容で平成29年度に同じアンケートを取りましたので、その29年度との比較をしております。①が「拡大したい」、②が「現在は取り組んでいないが、今後取組を検討したい」、③が「現状程度で続けたい」、④が「縮小したい」、⑤が「現状取り組んでいないし、今後取り組む予定も今のところない」ということで、比較をしております。

ということで、①の方で「拡大したい」というのが、平成29年度のときには29%でしたが、令和5年度では42%、その反対で見られるものが、③の「現状程度で続けたい」というものが、平成29年度は67%でしたが、令和5年度の調査では43%と変わってきております。

次に、(2)としまして、実施市町村の予算状況です。先ほども御説明させていただきましたが、農業者からの希望があれば交付金の予算を増やすことが可能と回答した市町村は、77%と大半を占めております。その77%の大元をここに数字を書いているのですが、Nイコール652と書いておりますけれども、ここが652の回答があった中での比較としております。

次に、(3)としまして、支援対象活動に関する御意見。取組による労力や単収減の影響を考慮し、段階的に取り組める仕組みがあると推進しやすいといった意見がありました。次に、交付単価や支援要件の負担に関する意見が多かった一方、環境保全効果の周知が必要といった意見も見られました。

(4)としまして、支援対象活動の環境保全効果に関する御意見としまして、「十分に環境保全効果を発揮できている」と回答した割合が43%と最も多かったです。一方、農業者の取組方によって効果に差があると回答した理由を、再度調査させていただきました。その回答として、環境意識の高い取組者と、そうではない取組者で効果に差が出ると感じる、地域でまとまって取り組む地区と、一部が取り組む地区では効果が異なると思うといった意見が出ております。この下にその意見を五つに分けてグラフ化しております。

次に、第2期の最終評価(まとめ)としまして、1、総合評価の(1)施策の点検としまして、本交付金の実施状況としては、令和4年度で実施市町村数は852市町村、実施件数は3,163件、実施面積は8万2,803ヘクタールとなり、令和2年度から実施件数は8件増加し、実施市町村で11市町村、実施面積は1,014ヘクタールとそれぞれ増加しております。

また、令和4年度に実施した農業者意識調査において、本交付金取組農業者では、交付金を

受け取ることで安定的に継続できているとの回答が約72%を占める結果となり、環境保全型農業を支える政策として効果があったと評価できます。

一方、実施面積は増加しているものの、高齢化や人手不足から取組をやめる農業者も一定程度おり、取組農業者数は減少している状況であり、農業者意識調査においても、3年後の取組意向として、継続困難や慣行栽培への転換を希望と回答した農業者の約69%が、理由として高齢化のためを上げている状態です。

また、農業者意識調査では、本交付金取組農業者において、取組の維持、拡大に向けた解決する課題として、回答者数の約半数49%が、交付金の要件、事務手続の見直しとの回答もあり、今後の事業の持続的な運用に向けての問題点が明らかとなっております。

次に、(2) 効果の評価としまして、アとして地球温暖化防止効果、令和4年度に実施した地球温暖化防止調査により、本交付金の取組による温室効果ガス削減量は、令和3年度の取組実施面積から、堆肥の施用が4万9,087トンと最も多く、次いでカバークロップが3万6,095トンとなり、全体として15万トンを超える温室効果ガスが削減されたことが明らかとなり、地球温暖化防止に効果があったと評価できます。

イとしまして、生物多様性保全効果、令和3年度に実施した生物多様性保全効果測定調査により、取組による生物多様性保全効果が確認されるとともに、更なる効果として、環境保全型農業を面的にまとまりを持って取り組んでいる圃場では、指標生物スコアがおおむね1ポイント程度高く、当該地域周囲の慣行圃場の生物多様性も向上していることが明らかとなり、生物多様性保全に効果があったと評価できます。

(3) まとめとしまして、本交付金については、施策の点検により、農業現場での安定した環境保全型農業の活動を支えるために必要な事業として評価できます。一方、第2期において、市町村職員の事務負担の軽減に向けた手続の見直しに取り組んではいるものの、基幹的農業従事者が高齢化する中、労働力不足が深刻化し、環境保全型農業の取組ケースが困難となるほか、事務手続の負担が課題となっています。

また、効果の評価では、地球温暖化防止や生物多様性保全等とともに、副次的効果も明らかとなり、このような効果が農業現場で発揮されることにより、国内外の環境負荷軽減に向けた取組に貢献する事業としても評価できます。

特に生物多様性保全に関して、環境保全型農業を面的なまとまりを持って取り組むことにより、より高い効果が発揮され、また、周囲の慣行圃場の生物多様性も向上させていることが明らかとなり、複数の農業者を構成員とした任意組織による取組を基本とし、面的なまとまりを

持って取り組む本事業については、地域全体の生物多様性保全に寄与する事業としても評価できると取りまとめております。

次に、2としまして、最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題です。ここからの資料が、資料2の方で後ほど詳しく内容を説明させていただきますので、ここでは項目のみをまず紹介させていただきます。

(1)としまして、交付金の効果的な運用に向けた見直し、(2)としまして、申請者の負担軽減に向けた対応、(3)としまして、トレードオフ解消に向けた対応、(4)としまして、全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行、この4項目となっております。

この中で、(2)について、私の方が直接今、正に手掛け始めたところですので、ちょっと内容を説明させていただきます。

申請者の負担に向けた対応としまして、当該事業に取り組んでいる農業者及び事業申請受付業務を行っている市町村より、取組の維持、拡大に向けた解決する課題として、交付金の要件、事務手続の見直しと回答があったところです。そのため、申請手続等の事務負担の軽減に向けた見直しとして、令和4年度より、農業者の方が市町村に出向くことなく、インターネットを利用して事業計画等の申請ができる共通申請システムeMAFFを導入したところです。

しかし、農業者等まで周知が浸透していないことや、申請システムの中では、エクセルのファイルを置いているのですが、エクセルファイルに入力し、添付できるようにしているのですが、内容を見た農業者の方から、入力項目が多く、表示も小さいため、高齢化が進む中では作業が難しいのではとの意見も頂いております。

そのことから、令和6年度中に申請項目や取組の分類分け等の様式の整理を行いまして、令和7年度から希望する者が使えるように改修を行い、交付金ホームページや、農水省のメルマガなどに載せて、広く周知を行っていこうと考えております。

また、申請項目や様式については、申請内容を取りまとめる市町村の利便性も考慮が必要と考えることから、現場での取りまとめ状況等を確認しながら、入力ページの改修を進めることとしております。

以上、私の方から資料1について説明を終わらせていただきます。

(委員) ありがとうございます。

やはり時々ポツポツと私は何か音声途切れるようですが、皆さん、しっかりと聞こえましたでしょうか。大丈夫であればいいのですが。

それでは、ただいま御説明のあった内容について、御意見、御質問があればお願いいたします。

本日はオンライン会議ですので、発言される際は、まずビデオをオンにした上で、画面に向かって挙手いただいて、お名前をおっしゃっていただけると助かります。

それでは、御意見、御質問等をお願いいたします。

岡委員ですか。よろしくお願いします。

(委員) すみません、質問ですが、市町村アンケートの52ページ、53ページ辺りのグラフの回答数というのは、例えば53ページの下グラフだと、平成29年度と令和5年度両方に回答した市町村の数という意味ですか。

(事務局) すみません、これは令和5年度に回収した回答の数ですね。

(委員) じゃ、平成29年度は同じ市町村が回答しているとは限らない。

(事務局) そうですね。すみません。数字を載せた方が分かりやすかったですね。

(委員) そうですね。ちょっと説明があってもよかったかなと。

(事務局) すみません。

(委員) このパーセンテージがかなり変わっているんですけども、同じ市町村とは限らないから、あんまり変わっていることを重く捉えるべきじゃないということですかね。

(事務局) 割合で出しておりますので、直でこの数だけで比較すると、元の分母が違うので、ちょっとそこは誤差が出る可能性はあります。

(委員) 結構です。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますか。

(委員) すみません、大久保です。

(委員) よろしくをお願いします。大久保委員ですね。

(委員) 今の岡先生から指摘されたところで、53ページの(4)のところ、前回ちょっと指摘させていただいたんですけども、農業者の取組によってちょっと差があるというのが、パーセントが具体的に増えている、減っているというのを見てはいけないというところなんです。数字でパーセントを見ると、かなり差があるというので、そこを深掘りされてはという話で、実際に深掘りされた結果を今回記載いただき、どうもありがとうございます。

地域でやっぱりまとまって取り組むところというのが効果が高いという担当者の御意見があ

るというので、生物多様性については実際に今回の第2期の事業の中でも、面的に取り組むことが生物多様性の効果が高いということが示されましたので、正に結果と現場での認識というのが一致していて、非常に効果の高い取組になるんだというのが分かって、とてもいい資料になったかと思います。

なので、次期に向けてもどうやって取組、地域の中での取組を拡大していくのかというのを、積極的に考えていただければというふうに思います。

もう一方で、同じ意見の中で、取組者によってちょっと差があるんじゃないかというのが少し気になりました。全体的な傾向としては、取組によって効果が高いというのは、全国の評価でいずれも言われているんでしょうけれども、ちょっと細かく見ていくと、もしかしたら差がありそうな感じなのかなと。じゃ、具体的にどういうふうに差が出ちゃっているような印象になっているのかというのが、次期に向けて少し深掘りをされていってはいかがかなというのが意見です。

同じ取組なんだけれども、実際にはちょっとやり方が違うとか、付随した取組を実はされているとか、もしあれば、そういうのも一緒に付けていって、より効果の高い取組として認めていくような感じが必要なのかなと思いますので、次期に向けてそこは是非検討くださいというところです。

以上です。

(委員) ありがとうございます。

今の太田久保委員からの御指摘に対して、事務局の方は何かコメントがございますか。

(事務局) やっぱり少し気になるところは、やり方が違って、効果にやっぱり差が出ているという回答があったところですので、またその辺も県の方や市町村の方と意見交換をできる場を作って、どういうふうに取り組方に差があって、どんなふうに効果に差が出ていると見えるのかというのを、また今後聞き取っていきたいと思います。

(委員) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。太田久保委員、よろしいですか。

(委員) はい、大丈夫です。ありがとうございます。

(委員) ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(委員) すみません、市田です。

(委員) 市田委員、よろしくお願いします。

(委員) どうも御説明ありがとうございます。

事前説明のときにも伺った点で恐縮ですけれども、52ページ（２）の取組拡大加算の効果についての記述がありまして、「単年の支援では不十分」、「指導者とのマッチングが課題」という指摘に対して、将来的にどのように取組拡大加算を広げていくのか、金銭的な支援以外の対策を直接支払と併せて行っていくというような検討はされているのでしょうか。

（事務局） 御質問ありがとうございます。

取組拡大加算につきましては、まだ実施している市町村ですとか、実施している面積が少ない状況にございます。活用されていた市町村からは、割と好評なお声を頂いておりますので、まずは取組をやっているということを周知しながら面積を広げていくというところをやりたいと考えております。

広がったところで、またいろんな御意見が出てくると思いますので、取組が広がった段階で、また皆様からの御意見を伺いまして、どういった形で改善していくかというのは、改めて検討させていただければと思っておりますので、しばらくはこの形状での継続を検討していきたいと考えております。

以上です。

（委員） 分かりました。ありがとうございました。

（委員） 市田委員、よろしいでしょうか。

（委員） はい。

（委員） そのほかに御質問等ございますか。

取りあえず、よろしいですか。

ありますか。大丈夫ですか。

特にないようであれば、二つ目の議題を事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうかね。最終的に少し時間あれば、また戻っていただいても結構ですので。

それでは、二つ目の議題について、事務局から御説明をお願いします。

（事務局）

私の方から、二つ目の議題については説明をさせていただきます。資料の共有をいたします。

こちらの資料が令和7年度の制度見直しに向けた検討事項ということで、整理をしているところでございます。3期に向けた検討すべき課題について、こちらの資料で整理しているんですけれども、左側の方には検討すべき課題を記載しておりまして、課題の部分につきましては、前回12月の上旬に行いました本委員会でも御議論、御確認は頂いておりまして、前回の検討会から変わっていない状況にございます。

右側に主な見直しの方向性ということで、案を記載させていただいております。項目は、先ほど資料1の方で説明をさせていただきましたが、検討すべき課題としまして四つ、(1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し、(2) 申請者の負担軽減に向けた対応、(3) トレードオフ解消に向けた対応、(4) 全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行ということで整理をしております、先ほど廣瀬の方から(2)については既に御説明をしておりますので、(2)以外の(1)と(3)と(4)につきまして、説明をさせていただければと思います。

まず、(1)の交付金の効果的な運用に向けた見直しについて、御説明をさせていただきます。(1)につきましては、前回の12月上旬の委員会では、令和5年6月に出しております食料・農業・農村政策の新たな展開方向の内容につきまして御紹介をさせていただき、議論をいただいたところでございます。その後、12月下旬に、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部が開催されまして、そちらで先進的な環境負荷低減の取組の支援ということで記載をしているところでございます。まずはこちらの方を御紹介させていただきます。

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の支払の拡大や、環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討するとしております。

こちらの部分につきましては、方向性を下の黄色で着色している部分に記載をさせていただいております。まず、有機農業につきまして、取組の拡大を進める中で、交付金制度の持続的かつ効果的な運用を考慮しつつ、移行期(一定期間)の取組を重点的に支援するなどの検討を行うとしております。

後ろのページに参考の資料を付けております。4ページを御覧ください。有機農業と慣行栽培の比較としまして、上の単収の比較の方は環境直接支払交付金を受給されている方にアンケートを行いまして、単収の状況をお聞きした結果になっております。こちら、有機農業を始めて1から4年目、取組継続期間が1から4年目の方につきましては、慣行栽培が1に対し、単収が0.75という状況になってございます。

一方で、5年目以降につきましては、大体9割程度まで戻るという結果が出ているところでございます。また一方で、下の方に米の販売価格ということで、聞き取りの調査結果ですけれども、有機農業と慣行の栽培での販売価格について記載をしております。この結果ですと、有機農業は慣行栽培より7割増となっているという状況にございました。

こういった取組初期の状況が、単収が低い状況にあるということですか、栽培が軌道に乗ってきた後と取組初期等の状況が異なること、きちんと栽培ができて、販売先が確保できるのであれば、高単価で販売されている状況もあるというような、こういった現状をよく考慮した上で、今後の第3期に向けた制度の検討を行うことが必要と考えておりまして、先ほど記載をしておりましたこちらの移行期（一定期間）の取組を重点的に支援する方向として検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、二つ目のポツの地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで、面的拡大や効果的な推進が期待できる取組について、多面的機能交付金で支援するなどの検討を行うと記載をしております。多面的機能交付金につきましては、農地周りの雑草抑制などの共同活動ですか、あとは生き物調査など、農地などの地域資源の向上を図る取組などを支援している取組になってございます。

こういった共同活動や生き物調査といった取組と併せて取り組むことで、面的拡大ですか、効果的な推進といったことが期待できる取組につきましては、現在環境直払でやっているものを多面的機能交付金で支援するというような形で見直しを行うことというの、検討を行っているところでございます。

こういった形で、共同活動と親和性が高い取組などを多面的機能交付金で実施することによって、より取組面積の拡大というの進めていければというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの食料安定供給・農林水産業基盤強化本部の記載箇所に戻りますが、こういった多面的機能交付金ですか環境直接支払交付金の見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討するということも記載してございます。

具体的な制度の中身につきましては、これから検討していくということになっておりますが、下に米印で記載しているところでございます。令和9年度を目標としている見直しにおいて、現在みどりの食料システム法に基づいて、みどり認定という取組を実施してございます。今後、このみどりの食料システム戦略とも一緒に環境直払を進めていく必要があるのではないかと考えておりまして、このみどり認定を受けることを要件とするといった仕組みに、9年度以降、移行することを検討しております。

この9年度といいますのは、環境負荷低減に係るクロスコンプライアンスの本格実施が、9年度をめどに実施するというのを予定しており、そちらに併せて令和9年度を目標とした形

で、みどり戦略とも一緒に、この環境負荷低減活動というのを推進していくということで考えているところでございます。

これらのみどり認定の関係につきましては、本日、後ほど別の資料で御説明をさせていただきますと思います。

続きまして、検討すべき課題の（３）に移ります。（３）につきましては、トレードオフ解消に向けた対応として記載をさせていただいています。こちらの（３）と、あと（４）もなんですけれども、こちらにつきましては、12月8日の前回の第三者委員会で御議論を既に頂いておりまして、その御議論いただいた内容を、今回まとめた形で記載をしております。

（３）につきましては、水田での堆肥、緑肥の取組の際に、メタン排出量の削減にも配慮するため、メタン削減対策、長期中干しですとか秋耕を想定しているところでございますが、これらをセットで実施することを検討するということを考えております。

また、持続的な営農に土づくりというのはすごく重要で、有機物を投入することになりますが、水田からのメタン排出量が過剰に増えないように、堆肥の最低投入量を、今は水田で1トンとしているんですけれども、そこを下げる方向での見直しを検討したいと考えております。

こちら、参考資料を別途1枚準備してございます。参考1ですが、水稻作でのメタン排出の削減に配慮した3期対策の検討として資料を作っております。堆肥や緑肥などの有機質資材につきましては、土壌の通気性や養分の保持力といった土壌の性質を良好に保つ、農地の生産力を維持するとともに、土壌にすき込むことで、土壌中の炭素貯留量を増加させて、間接的に大気中のCO₂削減に貢献するという効果がございます。

環境直払では、この土壌炭素貯留効果があるということで、堆肥とカバークロップの支援を行っているところです。

一方で、水田においては、メタン生成菌が嫌氣的な湛水している状態で有機物を分解することで、メタンが排出されるということがございます。こちらに対策としましては、現在の環境直払の方で長期中干しと秋耕という形で、別途で支援の実施をしてきたところです。

こういった状況にある中で、持続的な営農には、土づくりのための有機物の投入というのが必要ですが、メタン排出の削減にも配慮するために、水田で堆肥や緑肥の取組を行う際に、こういった長期中干しですとか、秋耕ですとか、メタン削減対策というものを併せて実施いただけるような形で制度を作れないかなということを検討しております。

先ほども申しましたが、水田からのメタン排出量が過剰に増えないよう、現行1トンとしております水田での堆肥の最低投入量というの、見直しを検討してまいりたいと考えていると

ころでございます。

続きまして、資料を戻りますが、（４）の全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行の部分についてです。こちら、前回の委員会の際に、炭の投入と総合防除と化学肥料・農薬不使用栽培というものにつきまして、全国に上げてはどうかということで議論を頂いたところでございます。そちらをここの右側にまとめて記載しているところです。

この中で、総合防除につきまして、文章の後半に記載をしているんですけども、移行に当たっては、現在、地域特認で総合防除をいろんな地域で実施いただいているんですけども、その中で水稲で行っている総合防除の取組に対して、実は既にメタン削減対策を組み合わせた形で地域特認として実施していただいている地域が多くございます。

そういったこともあることから、総合防除は有機物の投入と直接関係するわけではないんですけども、総合防除につきましても、水田で実施する取組を行う場合は、メタン削減対策というものを今後、環境直払でしっかり進めていきたいと考えておりますので、現行、地域特認でセットで実施していただいている地域も多ございますので、このままセットで実施するというのを、全国に上げたときも、仕組みとして検討できないかなと考えているところでございます。

既に御説明した資料のほか、トレードオフの解消等に向けた３期制度上の対策としまして、これまで説明してきた堆肥の施用やカバークロップのときには、メタン削減対策も併せて実施していくことを検討しましょうという話ですとか、過去にこの委員会の方で御議論いただきました冬期湛水管理や長期中干しのときに発生するトレードオフにつきましても、こちらにまとめてございます。３期対策を実施する際には、こういったところに記載しております対策技術と、それに付随する注意事項、そういったところをうまく実施できるような形で進めていきたいと考えているところでございます。

７ページ、８ページにつきましては、過去の第三者委員会で御議論いただいた冬期湛水管理のトレードオフをまとめた資料と、長期中干しのトレードオフについてまとめた資料になっておりまして、こちらは再掲となっております。

私からの資料２についての説明は以上になります。

続きまして、環境負荷低減のクロスコンプライアンスと、先ほどのみどり認定の話の部分につきまして、みどりの食料システム戦略グループの清水調整官から、御説明を頂くこととなっておりますので、私の説明はこちらで終了させていただきます。ありがとうございます。

（事務局） では、続きまして、大臣官房みどりの食料システム戦略グループの清水です。

よろしくお願いいたします。

今、説明のありました資料2の1ページで出てきましたクロスコンプライアンスと、みどりの食料システム法に基づく認定について、御紹介したいと思います。

今、資料を共有しております。

参考資料で、環境負荷低減のクロスコンプライアンス及びみどりの食料システム法についてというものがございます。2ページを御覧ください。

まず、クロスコンプライアンスのイメージです。今後、農林水産省の全ての事業において最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化しようということを考えております。イメージとしまして、左上の方、農林水産省では、生産性向上のための機械導入、あるいは施設整備への支援、それから食料自給率向上に向けた麦、大豆等の増産の支援等々、いろんな支援を行っております。こういった各種支援補助事業等に当たって、環境負荷低減の最低限の取組を要件化しようというもの、これが環境負荷低減のクロスコンプライアンスです。

これを実施することによりまして、右の方にいきますが、事業実施に当たって新たな環境負荷を生じさせないように配慮をするということで、それにより、環境に優しく生産性も高い農業の確立につなげていきたい、こういったことを狙いとしております。これは飽くまで要件ですので、事業の実施に当たって、これを実施いただかないと、クロスコンプライアンスを守っていただかないと、補助金等がもらえなくなるというような内容になります。

この要件化を農林水産省の全ての事業で実施したいと考えております。いろんな業種、農業者だけでなく、林業者、あるいは漁業者、あるいは食品事業者、その他民間事業者、様々な事業主体がありますので、その各業種別に最低限の取組というものを整理することとしています。

その際に、考え方として、みどりの食料システム法の中で大臣告示で基本方針というのをを出しておりまして、その中で農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組として、この七つを位置付けております。その七つといいますのが、適正な施肥、適正な防除、エネルギーの節減、悪臭・害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制・循環利用・適正処分、生物多様性への悪影響の防止、環境関係法令の遵守等、この七つであります。この七つの項目について、各業種で最低限行うべき内容を整理することとしています。

なお、こういった事業実施に当たっての要件として環境配慮の取組を求めるというのは、既に幾つかの事業で、一部の事業において着手されております。左側が正にこの環境保全型農業直接支払で、既に提出を求めているみどりのチェックシートであります。また右側が、畜産版

のみどりのチェックシートで、これは畜産クラスター事業等で提出を求めているものがあります。

こういったチェックシート方式で、各事業主体になる受益農家が取組を自己点検して、それを提出していただく、そういうチェックシート方式で、令和6年度から試行的に実施をしたいというふうに考えております。

ただ、そのチェックシートの内容につきましては、先ほどの七つの基本的な取組に沿って、少し内容の見直しをすることとしております。こちらの5ページにありますのが、環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシートということで、これは農業経営体向けですけれども、(1)の適正な施肥から(7)の環境関係法令の遵守等に至るまで、その七つの項目に沿って最低限の内容を整理したところです。

クロスコンプライアンスのチェックシートの内容はこういうことなんですけれども、具体的にどんな手続になるかというのが、次の6ページになります。

このチェックシートを用いて、一番左側、①事業申請時とあります。事業申請時には、このチェックシートの各項目を読んで、事業期間中に取り組む内容、取り組みますということで、各項目、該当する項目は全てチェックをして提出を頂くというのが申請時の手続です。

それから、②として、報告時ですけれども、事業実施期間中に実際に取り組みましたということで、該当する項目、各取組をしましたということをチェックして出していただくという、この二つの手続を考えています。

なお、こういったチェックシートについては、事業申請書の一部ですとか、あるいは報告書の一部として、一体的に既存の手続の中で提出を頂くということを考えております。また、委託事業については、チェックシートという形ではなくて、仕様書の中にチェックシートの内容を反映して、遵守していただくということを考えております。

その先に③とあります。一番右です。報告内容の確認というのがあります。これは報告書を受理した後、国や自治体等が報告内容の聞き取りなどによって確認を行う、自己点検だけでなく、第三者のチェックもするというようなことも検討していきたいと考えています。ただ、これは全受益農家に対して事後確認を行うというのは、非常に膨大な事務量になりますので、これは受益農家の抽出などによって、抽出方式などで実施をしていきたいというふうに検討しております。

スケジュールといたしましては、下の方にあるんですけれども、一番左側の事業申請時のチェックシートの提出から、令和6年度から、まずこの事業申請時のチェックシート提出を試行

的に実施したいと考えております。②の報告時、それから③の報告内容の確認、②③につきましては、詳細を検討後、令和7年度以降、試行実施をして、令和8年度まで試行実施期間ということで、改善すべき点は改善をした上で、令和9年度、本格的にこの①から③をセットで各事業でスタートをしたいと、本格実施をしたいというふうに考えています。

これがクロスコンプライアンスの内容ですけれども、先ほどの資料2にありましたように、令和9年度には、こういった各全事業に最低限の環境負荷低減の取組を要件化するという一方で、全体的な環境負荷低減の取組を底上げを図るとともに、先進的な環境負荷低減の取組につきましては、そういった取組を行う農業者に対して、重点的に支援を行う支援策、これをセットに施策を進めていきたいというふうに考えております。

令和9年度以降の支援の仕組みの中で、みどりの食料システム法に基づく認定を要件にするということを検討しております。そちらについて、簡単に御紹介をします。資料8ページです。

令和4年に新たに制定されましたみどりの食料システム法におきましては、二つの認定の仕組みがあります。8ページの下段、左側の青い部分ですが、環境負荷低減に取り組む生産者、農林漁業者を都道府県が認定して支援をする仕組み、それから、右側のオレンジの部分ですけれども、生産者だけでは解決しがたい技術開発ですとか市場拡大、あるいは機械、資材の供給などを行う民間事業者を国が認定して支援を行う仕組み、この二つがございます。

令和9年度以降の新たな支援策においては、この左側の青い部分の環境負荷低減に取り組む生産者の認定、これを受けた生産者を対象にしたいというふうに考えております。

具体的には、9ページになります。この認定を受けるに当たって、三つの内容、条件があります。（1）として、農林漁業者又はこれらの組織する団体が行う事業活動であることということで、個人又は団体で生産者が申請する、行うということです。

それから、（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であることとしまして、①土づくり、化学肥料、化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動ということです。これは旧持続農業法のエコファーマーの要件を基本的には引き継いでいる部分です。

今回、みどり法の中では、①だけでなく、②としまして、温室効果ガスの排出削減に資する事業活動、例えば燃油使用量の低減を図るための省エネ設備の導入ですとか、メタンの排出低減を図るための取組ですとか、そういったものも対象になるということです。

それから、③としまして、別途大臣が定める事業活動として、土を使わない水耕栽培における化学肥料、農薬の使用低減ですとか、バイオ炭の農地への施用、あるいはプラスチック資材の排出・流出の抑制、こういった取組も認定の対象となっております。

こういった①②③いずれかに掲げる事業活動を行うということで、環境負荷低減の事業活動という位置付けをしております。

それから（３）として、農林漁業の持続性の確保に資するものであることということで、具体的には、この環境負荷低減の取組を行うに当たって、農業所得の維持又は向上を図ると、所得の維持、向上と両立させるということが、要件の三つ目になっております。

このみどり法に基づく生産者の認定ですけれども、昨年の４月以降、各県での認定が本格化いたしまして、昨年の１２月末の段階で２,２００名を超える認定が出てきております。みどりの食料システム法に基づく融資ですとか税制の特例を活用する場合ですとか、あるいは各種補助事業における優先採択の仕組みを活用する場合、あるいは消費者、実需者に向けての販売力強化という観点から取り組んでいる農業者の方もおられます。これは各県を通じて、引き続き認定の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

この農業者の認定、こういったことを条件にして支援を進めていくわけですが、実際、計画書の内容としては経営概況、取組内容、そして目標を書いていただくような内容になっておりまして、実質的には、紙でいうとＡ４で三、四枚といった内容となっております。余り事務負担を掛けない、過大な負担は掛けたくないような形で認定を進めていきたいというふうに考えております。

私からの補足説明は以上です。ありがとうございました。

（委員） ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のあった内容について、御質問、御意見等あればお願いいたします。

（委員） 市田です。

（委員） 市田委員、お願いします。

（委員） ２点ありまして、１点はチェックシートについてです。６ページの環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施方法（イメージ）で、特に肥料、適正な施肥についてが、は数値的なことを想定しているのでしょうか。地域や作目によって違うと思いますが、試行段階で目安的なものを設けていくのでしょうか。施肥についてはＥＵが設けているように例えば窒素換算で何キロ以内というような基準を検討されているのでしょうか。もう一点は後半の方のこのみどりの食料システム法についてです。みどりの食料システム法に基づく農業者認定により既に２,２００人以上の方が認定されているということです。このような農業者の認定についてはクロスコンプライアンスよりも上の水準の農業生産活動をしていると捉えているのでしょうか。

あくまでも現時点でそういうふうを考えているということで結構ですので、その2点をよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。まず、クロスコンプライアンスのチェックシートの内容についての御質問ですが、これは、適正な施肥ですとか、適正なという記載がございます。こちらについては、例えばということで、実はこの各チェックシートの項目は、すみません、今日はそこまで資料を用意していないのですが、各チェックシートの解説書も業種ごとに作成してまして、今、各業種別の説明会などで使っております。この中に各チェックシートの項目、例えばこういう取組をしていただければチェックが付きますよというようなことを解説しています。

具体的に適正な施肥という項目については、作物の特性ですとか、あるいは前作の収量ですとか、あるいは土壌診断の結果、こういったものに基づいて施肥設計をしていただく、こういったことをこの解説書の中にも書いてあります。

ですので、必ずしも一律に10アール当たり、窒素成分量で何キロまでとか、そういうことではなくて、やはりその圃場や経営の中で、作物が吸収する以上の余分な肥料をやらないようにという観点で検討していただきたいという内容で、飽くまで最低限の取組なので、そういう形で取組を促したいというふうに考えています。

それから、2点目、みどりの食料システム法に基づく認定の話ですけれども、このみどり法の認定については、すみません、私の説明がやや舌足らずでした。みどり法の認定自体は、クロスコンプライアンスよりもかなり上のレベルかという点は問わず、環境負荷低減につながる事業活動、これを5年計画で計画的に進めていただくということで、幅広く認定の対象にはなり得ます。

ただ、新しい支援の仕組みでは、このみどり法の計画認定を受けた上で、その支援対象となるような先進的な取組をしていただく、逆に言えば、先進的な取組を計画的に拡大していただく、そういった認定、みどり認定農業者に対して重点的に支援を行う、そういう仕組みにしたという、そういう方向で考えております。

(委員) 市田委員、よろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。両方ともみどりの食料システム法でこれから実施することなのですね。

(事務局) そうです。

(委員) コンプライアンスも先進的な経営の推進というのも一体となっているように思い

ますが、クロスコンプライアンスの方は、全ての政策にということで、より幅広いのに対し、みどり法による農業者の認定は現在2,400ほどの、特に環境に配慮した農業を行っている経営を奨励していくという、そういう2階建ての政策であるという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局) 2階建てという意味では、そうなります。クロスコンプライアンスについては、全ての事業に要件にするということですので、非常に幅広い者を対象に、最低限の環境負荷低減の取組を実施していただくということになります。その上で、先進的な取組を行う農業者に対しては、しっかりとした支援を行うということで、この二つをセットで、その全体的な環境負荷低減の取組を推進していきたいというふうに考えています。

ただ、みどり法の認定を受けた農業者、まだ12月末現在で2,200名程度なんですけれども、こちらについては、これにとどまらず、より拡大をしていって、基本的には、私としては、少なくとも環境保全型農業直接支払を受けておられる方は、みどり認定を受けて、新しい支援の対象にもなっていただきたいなというふうに考えております。

(委員) 分かりました。どうもありがとうございます。

(委員) ほかに御質問等ございますか。

(委員) 犬伏ですが、よろしいでしょうか。

(委員) 犬伏委員、お願いします。

(委員) 御説明ありがとうございます。まず幾つかあるんですが、今の話からいうと、チェックシートがやはりこれから検討されると思うんですけれども、いつ誰がチェックしたかということが、多分有機農業だと、例えば3年間遡るとかというような話も出てくるかと思うんですので、そういった項目が必要なのかなというふうに思いました。

それが一つと、あとは、実施主体にもよると思うんですけれども、管理体制とか、ややもすると生産者の方は大変お忙しいので、資料がなくなったりとかということもあると思うので、なるべくどこかできちんと取っておくことが必要かなというふうに思いました。

それから、あとはトレードオフのところもよくまとめていただいたと思うんですが、まだまだこれから検証していかなきゃいけないところも残っておりまして、事前説明のときにもちょっと議論させていただいたんですが、例えばカバークロップ、あるいは秋耕とメタンの抑制みたいなものが、かなり地域によっても営農形態によっても違うと思いますので、そういった点はこれからも検討を続けていっていただきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。

今の犬伏委員からのコメントに対して、事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。まず、クロスコンプライアンスに係る御指摘についてですけれども、チェックシートのチェックは、いつ誰がしたのか分かるようにということです。基本的には、これは事業を申請する者が、事業実施期間中に行うということです。その自己点検の部分は、その実施主体というか、事業に参加する農家さんなりがチェックをするということになります。また、その上で第三者が抽出方式なりで事後確認をするという仕組み、それによって実効性を担保したいと思っております。

あと、管理体制として、書類等をきちんと保管しておくようにという御指摘も、非常に重要なことだと思います。これからこの事後確認の仕組みを作っていくに当たりまして、そういった必要な書類の保管とか、そういったことも呼び掛けていきたいと、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(事務局) 続きまして、カバークロップなどの今後も引き続き検討が必要ということなんですけれども、今後、第3期に向けまして、カバークロップですとか、堆肥の取組をやった場合に、どうやってメタン削減対策を一緒に進めていくかというところの詳しい要件の検討とか、あとは農業者さんの方にもきちんと有機物を投入することは必要であり、かつ、併せてメタン対策をしっかり進めていくというような、その考え方などは、丁寧に説明していく必要はあるかなと思っておりますので、そういった考え方の整理というのをしっかりやっていきたいと思っておりますし、犬伏先生にもまた御相談させていただきながら進めさせていただければと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

(委員) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(委員) ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますか。

(委員) すみません、大久保です。

(委員) 大久保委員、お願いします。

(委員) よろしく申し上げます。今の犬伏先生から御指摘のあったところのトレードオフなんですけれども、例えば水田なんかだと、堆肥やカバークロップを、その水田をやる直前ぐらいい入れちゃうと、多分負荷が大きくなると。例えば秋耕みたいに前年度にやるとか、あとは今、田畑輪換なんかをやられているところがあると思うんですけれども。そうすると、前作の畑のところでしっかり対策をしていただいて水田、ただ、そうすると、水田の期に関しては、作期に関しては、堆肥とかを投入していないということになるんですけれども、田畑輪換の1

個のシステムとして考えれば、炭素貯留なり、メタン排出削減なりにかなり貢献するというようなこともあると思うので、これは畑作の輪作をやられているところなんかもそうだと思うんですけども、前作なんかで緑肥をやられて、休閑緑肥みたいなのをやられているところ、今の多分制度だと、休閑緑肥というのは多分、補助金のカウントにならないのかなと思うんですね。

でも、輪作体系全体を考えると、多分負荷は下げられるし、炭素貯留土づくりというのは非常に意味があると思うので、そういう輪作体系とか、複数年の中でもやれる対策というのをしっかり支援するような考え方というの、どこかで検討されてはいいのかなというふうに思いますので、そこを是非よろしくお願いします。

以上です。

(委員) ありがとうございます。時間的な経過を含めて、大事な御指摘だと思います。ありがとうございます。

よろしいですか。事務局の方からありますか。

(事務局) ありがとうございます。大久保委員がおっしゃられていたみたいに、メタン削減対策としましては、水をためる前に、有機物を投入してからある程度期間を空けておくというところが重要で、おっしゃるとおり、輪作の中で水田を行うというのは、その前作の期間、畑になっていけば、メタン削減の効果が考えられますので、そういったところも踏まえた形で、制度を検討できるかというところを考慮していきたいと思います。ありがとうございました。

(委員) ありがとうございます。

ほかに御質問等、御意見等ございますか。

(委員) 岡ですけども。

(委員) 岡委員、お願いします。

(委員) 次の見直しに関する資料の2ページですか。表紙の次だから1ページという数が付いていますけれども。

地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで面的拡大や効果的な推進が期待できる取組について、多面的機能交付金で支援するなどの検討を行うと書いてあって、これは事前説明のときと変わっていて、ちょっとよく分からなくなっただんですけども、地域ぐるみの共同活動自体は、現在も多面的機能交付金で支援しているわけですよ。それで、ここの意味は有機農業にしろ、冬期湛水にしろ、地域ぐるみでやれば効果が上がる、その有機農業とか冬期湛水自体を多面的機能交付金での支援に移すという意味なんですか。

(事務局) ありがとうございます。こちらの部分についてなんですけれども、地域ぐるみの活動と併せて行うことで面的拡大や効果的な推進が期待できるというような形で書いているんですけれども、多面的機能交付金は共同活動を実施していて、環境直払については、農薬と肥料の減を行った上で各取組、地球温暖化防止ですとか、生物多様性の取組を実施していただいているところです。

多面的機能交付金では、水田での実施率が高い取組になっておりますので、水資源の確保ですとか、水管理方法なども地域で話し合う機会なんかも、多面的機能交付金の中ではあるかと思っています。そういった水資源の管理ですとか、先ほども事例として上げましたが、生き物調査といったような取組が既に行われております。

環境直払で実施しております、先ほど岡委員からありましたような冬期湛水とか、そういった生物多様性の取組は幾つかございますが、生物多様性の取組につきましては、モニタリングをしながら実施していくことが非常に重要であるということも、前回の12月の委員会で御意見を頂いていたところです。

そういったことを踏まえまして、生き物調査、モニタリング調査というようなものと一緒に行っていくことが効果が高いと思われる取組を、環境直払の中から整理をしまして、今後、多面的交付金の中で実施できないかということを検討していくということを考えているところでございます。

(委員) そうしますと、生き物調査とか、モニタリングという地域でやる活動自体を多面的交付金で支援するという事なんですね。

(事務局) 生き物調査などと一緒にやることで効果が高まるとか、面的に広がりそうとかというものを、環境直払で今実施しているものを移すことを検討したいと思っています。生き物調査自体は、環境直払の中では今やっておらず、多面的機能交付金の中でやっているものなので。

(委員) したがって、冬期湛水自体は環境直払で支援して、それに伴う生き物調査は、多面的交付金で支援すると。

(事務局) 今回、多面的機能交付金で支援するなどの検討を行うと書いていますが、そういった多面的交付金で支援の方が効果が高いのではないと思われるような取組を、環境直払の中から選んだ上で、多面的交付金の中で実施する、要は移すようなことを検討したいと考えております。

(委員) じゃ、圃場で行う農業の方法自体も、多面的機能交付金で支援する可能性が出て

くるということですね。

(事務局) そこは、多面的機能交付金は、整理としまして、共同活動を支援している交付金になりますので、どういう趣旨で支援していくかというのは、よく検討しながら、どういう理屈で移すかというのは検討していきたいと考えております。

(委員) よく分かりませんが、これから検討すると。

(事務局) はい。すみません。

(委員) 分かりました。

(委員) ほかに御意見はございますか。

星野委員、いかがですか、今日は。

(委員) ありがとうございます。大丈夫ですといえますか、よく分かりました。このクロスコンプライアンスは非常にいい制度だと思いましたので、注目していきたいと思います。

いろんな委員もおっしゃっていた指摘事項なども、もっともだと思いましたし、私は一つあえて言うとしたら、廃棄物の処理とGHGの削減と、いろいろとやることはたくさん、環境負荷を下げるのにあるので、例えばフロンのような冷媒施設の処理とかも、これでチェックされるのかなとか、細かく言っていくと切りがないと思ったんですが、そこは言わないでいいかなと思っていたところです。

以上です。

(委員) すみません、直接御指名してしまいまして。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。どなたでも結構ですが。

よろしいですか。

それでは皆さんの意見をお聞きしていて、私の方から一つ二つよろしいでしょうか。

一つは最初の令和7年度の制度見直しに向けた検討事項、それから9年度の見直し、少し中長期の話になります。今、全国の皆様も聞かれていると思います。この中身自体は今までみんなで議論し、しっかり考えてきたことですので良いと思います。

明らかになった点として、地球温暖化防止にしても、生物多様性保全にしても、しっかりと効果が出てきている。これは結果としてしっかり認められます。

一方で、ハードルが少し出てきました。ふだんの事務等を含めた様々な手続が、結構負担になっています。こうした内容と見直しの方向性を組み合わせて検討していかなければいけないなという点を感じていました。

その背景にあるのは、今回の環境直払だけではなく、例えば基幹的農業従事者、皆さん、御

存じの116万人ですか、このうち70代以上が6割です。そうすると、例えば単年度で見た場合、それほどでもなくても、今後5年とか10年を見ると、これらの方たちの多くが現場を離れる可能性があるということです。

そのときに、我々が議論してきたこの仕組みが、本当に機能するのかということを、頭の片隅に入れておく必要があります。

ここで第1第、第2期、第3期という流れで見てみましょう。私は10年やらせていただきました。今までの10年と次の10年は、人口減少と農業者人口という面で母数が大きく変わるタイミングですので、テクニカルな議論だけでは済まなくなる可能性があると感じています。

それを踏まえて言うと、今日、最後に説明していただいた、例えばみどりシステムの話との関係や、クロスコンプライアンスのチェックシートなども、具体的な検討は今後なのでしょうが、例えばGAPを実施している農家さんや法人などでは、もうほぼ全て当たり前のこととして実施しているわけです。

ですから、既にこれと同じことを実施しているところに対しては、何らかの形で、例えばこれは不要あるいは、かなり略式化するとか、そのようなことを併せて検討していかないと、次から次へと現場で事務処理だけが増える形になります。そこは是非御検討いただきたいと思います。

考え方自体は分かりますし、すごく大事なことですが、結果として現場の負担だけが増える形にならないように、是非ともこの点は御検討いただきたいと思いますというのが、今日のお話をお聞きしての私の感じです。

事務局の方から理解が間違っているとか、何らかのコメント等あれば、この場で頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) それでは、クロスコンプライアンスの件で、事務負担の軽減について、少し補足をさせていただきます。クロスコンプライアンス、先生のおっしゃるとおり、事務負担を過大にならないようにやっていくことが重要だと考えています。そのために、GAPのお話がありましたけれども、今は各事業とひも付けをして、各事業の申請のときに出していただく仕組みという基本形から試行実施をしたいと思っているんですけれども。いずれはその者、取り組む者がGAPに取り組んでいるとか、そういうところで省略できる、あるいは簡素化できることができないかというのは検討していきたいと思っております。

また、実際に書類を出す手続についても、関連した事業では様式を共通化して、ワンストップ化するとか、あるいは毎年度、この環境直払もそうですけれども、毎年度申請をするような

事業については、申請時と報告時という形で、2回に分けて提出いただくのではなくて、申請時に前年の報告もするとか、あるいは報告時に次の申請もするとか、そういう意味での手続の簡素化も図っていきたいというふうに考えています。

いずれにせよ、試行期間中にそういったところをしっかりと進めて整理してまいりたいと思います。

(委員) ありがとうございます。是非ともその点はよろしく願いいたします。事業ごとのひも付けで紙1枚であっても、それが別々の事業から来ると、生産者や事務担当者は何十枚も対応しなければならない、こういうことが実は日本全国で結構起こっていますので、その辺りを是非ともうまく共通化・簡素化しないと、人が減少していく中では、本当に回らなくなるので、是非ともよろしく願いしたいと思います。

私の方からの全体的なコメントはそんな形です。

もし、ほかになれば、円滑な進行に御協力いただきましたので、本日はここで事務局へお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の骨子案を一応認めていただいたということでよろしいでしょうか。

では事務局にお返ししたいと思います。

(事務局) 三石委員長、ありがとうございます。

最後に、農業環境対策課の松本課長より御挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

(事務局) 今日は長時間にわたりまして、委員の先生方、貴重な御意見を頂きまして、大変ありがとうございます。冒頭にも申し上げたとおり、7年の見直しだけでなく、来年度からクロスコンプライアンスの試行的な導入とか、9年度に向けて、みどり交付金を活用した仕組みに移行していくとか、みどり戦略が3年近く前に策定されて以降、やはり省全体の施策について、どんどん環境に調和した農業の手法にシフトしていく大きく転換が行われている時期に当たっております。

そういう方向で進んでいくんですけれども、一方で、今お話が出てきたような事務負担をどうしていくのかとか、更に言うと、そのための財源をどういうふうに確保して手当てしていくのかとか、あるいは環境への取組に対して、農家さんにもお支払いしていくということですが、その環境に対する取組が増えていくにつれて、財源が無尽蔵にあるわけでもないもので、どうそれを抑えつつ、レベルアップを図っていくのか、こういった非常に難しい課題があるというふうに我々は考えております。

今後、省内でもしっかりと検討していきますけれども、また委員の先生方にもいろいろと御指

摘、御意見を伺いながら、より良いものにしていきたいと思いますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いします。

本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

(事務局) それでは、本日の委員会はこれで閉会にいたします。

次年度の委員会の日程等につきましては、追って事務局から皆様に御相談の上、調整させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 3 8 分 閉会